

1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関もしくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命身体及び財産を保護する為に実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置
対処基本方針	武力攻撃事態等に至った時に、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
国民保護計画	指定機関の長、知事及び市町村が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態対処法施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分局その他の国の地方行政機関で武力攻撃事態対処法施行令第2条に定める機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

指定地方公共機関	県の区域において、ガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
利用指針	武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、武力攻撃事態等対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）等の利用に関する指針
N B C 攻撃	核兵器、生物兵器又は化学兵器による攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放射その他の人的又は物的災害
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法（法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
国際人道法	武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、非人道的行為の処罰などを定めている国際法

基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、平成17年3月に国が定めた「国民の保護に関する基本指針」
知事等	沖縄県知事、その他県の執行機関
県国民保護計画	沖縄県国民保護計画
警察署長等	那覇警察署長、第十一管区海上保安本部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
町長等	久米島町長、その他町の執行機関
町地域防災計画	久米島町地域防災計画
町対策本部	久米島町国民保護対策本部
町現地対策本部	久米島町国民保護現地対策本部
町国民保護計画	久米島町国民保護計画
町緊急事態連絡室	久米島町緊急事態連絡室
町国民保護協議会	久米島町国民保護協議会